



今年 2018 年は、政府／行政、民間大手企業の間でデータ／文書改竄が相次ぎ、大きな政治／社会問題に発展した。パソコンやメールに保存されるデータ／文書改竄には、デジタルフォレンジック（電子鑑識）が不可欠で、民間レベルでは 2010 年代に入り成果を上げてきた。しかし、政治スキャンダル化したモリカケ問題では、成果が上げられなかった。デジタル時代に相応しい公文書管理の法的整備と体制作りが、急務になっている。

### データ／文書改竄で注目されるデジタルフォレンジック（DF）

今年 2018 年は、大企業から政府までデータ／文書改竄事件が注目され、マスコミも大きく取り上げた。このなかで、パソコンなどに保管されたデータ／文書改竄の解析技術が注目され、世間でもデジタルフォレンジック（DF）が注目されるようになった。

NHK は、朝のニュース番組「おはようニッポン」（2018 年 5 月 21 日）で、『おは Biz ～ 社内データ管理 最前線』、クローズアップ現代+（2018 年 8 月 28 日放送）で「消えたデータがよみがえる！？ “デジタルフォレンジック”の光と影」を放送。

民放ではテレビ東京の WBS（2018 年 3 月 15 日）「大阪地検もデータ復元に使用 デジタルフォレンジックとは」、テレビ朝日のスーパー J チャンネル（2018 年 5 月 10 月）の『【追跡！真実の行方】～ 34 歳主婦殺害、初公開の犯人映像を徹底解析～』といった具合である。

また、日経新聞社の取材（2018 年 3 月 7 日）によれば「警察庁が 2016 年に本庁や各管区警察局などで受けた解析の要請件数は 1 万 4649 件に達し、データ解析量は実に 4.6 ペタバイトにのぼった。この解析量は、2006 年からの 10 年間で、9 倍超に上っている」という。現在主流の SD メモリーカード（8 ギガバイト、平均価格は 1000 円）で換算すると約 60 万枚に相当するデジタル量である。

IT 用語辞典によれば、「デジタルフォレンジックとは、犯罪捜査や法的紛争などで、コンピュータなどの電子機器に残る記録を収集・分析し、その法的な証拠性を明らかにす

る手段や技術の総称」とある。ただ、このデータ解析技術の名称は対象によって少し異なる。すなわち、デジタルフォレンジック（DF）や日本語訳「電子鑑識」は広義である。対象により、コンピュータ法科学、コンピュータフォレンジックやネットワークフォレンジック等と、呼ばれている。

世界的にみると、DFが注目されたのは、2001年のエンロン不正事件である。デリバティブなどの金融技術とITを駆使した革新的なビジネスモデルを確立し、優良企業とみられていた総合エネルギー会社エンロンで、巨額の粉飾決算が発覚し、10テラバイトものデジタルデータの解析で、執行部のメールでの不正なやり取りが解明された。

## わが国の警察・検察による取り組みの経緯

わが国において、警察・検察による取り組みが始まるのは、1990年代後半に入ってからである。1996年には電子的記録解析が警察庁情報管理課の管掌、2000年には警察庁情報通信局に技術対策課誕生といった取り組みが始まっている。

ちなみに、政府の「e-Japan重点計画-2002」における「高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保」のなかで、司法手続きのための電子的記録の解析技術に関する系統的な調査研究等を行い、「コンピュータ法科学」分野の確立を目指している。

また、警察庁は2005年に「警察庁情報セキュリティ重点施策プログラム-2005」を策定し、計算機科学等を利用して、デジタルの世界の証拠性を確保し、法的問題の解決を図る手段としてDFに係る取り組みの強化を目標として掲げている。

この時期に、DFが注目された事件は、2006年のライブドア事件である。経営陣のパソコンなど100台以上で10万通のメールが解析され、経営の不正が暴かれた。

ただ、警察・検察のDFへの本格的な取り組みは、2010年以降であり、これより新たな段階に入った。これは、2010年9月、大阪地検特捜部検事による証拠改竄事件が発端となり、検察当局による証拠改竄が、社会を揺るがす大事件に発展したからである。

検察当局は、信頼回復のために、取締り側も含めたDF対策に本格的に取り組まざるを得なくなった。そして2011年6月に、再発防止のために東京、名古屋、大阪の各地検にDF室を設置し、DF対策の強化に努めたのである。

2010年に発覚した大相撲の八百長問題では、警視庁は削除された携帯電話のメール記録を、3ヶ月かけて復元／解析し、現役力士の逮捕につなげた。この不祥事により、相撲協会は、2011年春場所開催の中止に、追い込まれたのである。

2013年に発覚した徳洲会事件では、衆議院選挙での公職選挙法違反で起訴された医療法人「徳洲会」グループにおいて、法人の被告がPCから消去した裏金明細書データを、東京地検特捜部はDF技術を駆使して復元し、容疑解明に貢献したと報じられている。

2014年10月に発覚の小淵優子経済産業相の政治資金規正法違反では、破壊されたハードディスクからデータ復元で資金の流れが解明された。ただ小淵議員は不起訴となった。

2015年の東芝の不適切会計問題では、2008年度から6年間に、1500億円以上の利益カサ上げがなされていた。この事件では、社長や副社長ら歴代経営陣のメール、32万通もが解析され、経営陣による組織的な不正行為の実態を解明している。

2018年のスルガ銀行の不正融資問題では、融資関係書類の偽装が認められたのは800

件ほどにのぼり、銀行員と不動産業者との間のメールが克明に解析されている。

2018年3月に強制捜査がなされた森友学園との国有地売却をめぐる財務省の決裁文書改竄問題では、大阪地検特捜部が実施したDFによって改竄が判明し、改竄は貸付決議書や売払決議書など14の文書で発見された。しかし、検察による立件は見送られた。

## 国政や大企業の不祥事摘発で問われる今後の課題

DF等による技術レベルでのデータ／文書の改竄が解明されても、法的に処罰する体制と法律が整備されていなければ、効果は見込めない。民間企業の場合には、日本では「第三者委員会」の設置による事件の解明がなされている。

今年の日産、スバル、三菱自動車などでの燃費データ不正、スズキ、マツダ、ヤマハ発動機などの検査データ不正等が相次ぎ発覚し、第三者委員会が次々に設置された。

この第三者委員会は直接の利害をもたない中立的な第三者によって構成される委員会であり、メンバーは弁護士や公認会計士などから選ばれることが多い。上述のスルガ銀行や東芝事件でも、第三者委員会が設置され、第三者委員会主導のもとにDFを駆使した不正解明がなされた。実際には、法的措置などの裏付けが無く「名ばかりの委員会」が多い。

このため、2010年には、日本弁護士連合会はガイドラインを定め、さらに2014年には第三者委員会の報告書を勝手に格付けする「第三者調査委員会格付け委員会」までもが登場している。実効性のある第三者委員会にむけての改革が不可欠になっている。

民間企業の不正に対しては、曲がりなりにもチェックが機能し始めているが、政府レベルにおいては、チェックするものが存在しない。政府は2018年7月に、森友学園を巡る財務省の決裁文書改竄事件などを受け、再発防止策をまとめているが、これは形式なものにすぎない。公文書管理法の改正や刑事罰の新設など、必要な措置は見送られている。

これでは、警察・検察による国政レベルの政治スキャンダルの解明や有罪を問うことは難しい。省庁や国会議員による業務上の文書はすべて公文書扱いにし、メールや文書の保存期間を、欧米並みにすることが求められている。

国政レベルの不祥事について、わが国が対処すべき方策について、国際的なジャーナリストとして知られる奥山俊宏氏が、「国政スキャンダル 独立・透明な新制度急げ」（朝日新聞の「記者有論」欄、2018年4月12日）のなかで、重要な提言を行っている。

彼は上記の記事で、アメリカに倣って国政レベルの不祥事対策における9つのパッケージを提案をしている。重要なポイントを押さえているので、此处に引用させてもらう。

- ① 搜索／差し押さえや証人尋問の権限を持つ監察総監（日本版IG）の全省庁への設置
- ② 国会付属の政府監査院（日本版GAO）の創設
- ③ 特別検察官の制度化
- ④ 独立性のある腐敗捜査機関の創設
- ⑤ 政府や政治家へ働きかけをめぐる資金の流れを透明化するロビーイング規正法の制定
- ⑥ 請願手続き法の制定と電子請願の制度化
- ⑦ 納税者代表訴訟（住民訴訟の国政版）の制度化
- ⑧ 公益法人通報者保護法の拡充
- ⑨ 公用メールの全部保存など公文書管理の徹底。

（TadaakiNEMOTO）